

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	感染症の種類	出席停止基準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ（H5NI） 指定感染症 新感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病など	症状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで